

社会保険と税金控除を使い倒そう!

就職から定年後までの「損得」を試算!

給料から差引かれて損ばかりしているように見える社会保険や税金だが、そうではない。病気やけが、出産、住宅購入、失業、介護などライフイベントごとに給付金をもらえたり、税金控除を受けたりすることができるのだ。就職から定年退職後まで、社会保険や控除を使い倒すと獲らえるのか、試算してみた。

前提条件

東京都在住の男性、妻は専業主婦、子どもは1人、40歳のときに子どもが16歳になり、50代で子どもが単立つことを想定。給料総支給額は月額で、うち非課税交通費が1万円と仮定して社会保険料、所得税、住民税を算出。控除項目は、所得税の基礎控除(38万円)を除く。金額の単位は円。

20代前半

就職

給料
総支給額
250,000

健康保険	12,883	所得税	3,220
厚生年金	23,637	住民税	6,700
雇用保険	750		
社会保険料計	37,270		

給料
手取り額
202,810

えも
らひ
む

社会保険

教育訓練給付金※1... 100,000

将来、専門性を磨くなら、専門実践教育給付金(年間上限32万円×3年間)がある。

控除

セルフメディケーション控除※2... 88,000
(軽い病気・けが)
生命保険料控除※3... 40,000
(新制度の一般生命保険のケース)

す
節
税



©123RF

20代後半

結婚・出産・育児

えも
らひ
む

社会保険

出産育児一時金... 420,000
育児休業給付金※4... 2,504,998

控除

配偶者控除※5... 380,000
扶養控除... 380,000

す
節
税

30代

病気・けが / 住宅購入

給料
総支給額
350,000

健康保険	17,838	所得税	6,310
厚生年金	32,728	住民税	12,800
雇用保険	1,050		
社会保険料計	51,616		

給料
手取り額
279,274

えも
らひ
む

社会保険

プライベートの病気・けが
傷病手当金※6... 4,384,000
業務上の病気・けが
休業補償給付金※7... 3,836,000
休業特別支給金※8... 1,278,484

控除

住宅購入
住宅ローン控除※9... 185,000
地震保険料控除※10... 31,510
雑損控除※11... 1,950,000
病気・けが
医療費控除※12... 100,000

す
節
税

もし離婚したら...

控除

寡婦(夫)控除※13... 350,000

す
節
税

取材協力:
社会保険労務士・北村庄吾氏
税理士・落合孝裕氏



©123RF

40代

失業・転職

給料
総支給額
450,000

健康保険……23,289 所得税……8,070
厚生年金……42,728 住民税……16,500
雇用保険……1,350
介護保険……3,877
社会保険料計 71,244

給料
手取り額
354,186

えもら

社会保険

失業・転職

失業手当※14 …………… 849,000
会社の倒産
未払い金立て替え払い※15 2,960,000

控除

老後への備え

小規模企業共済等掛金控除※16 …… 276,000

す節税

2017年1月から60歳未満の全ての人が使えるようになった。

もし独立したら…

控除

小規模企業
共済等掛金控除※17 …… 840,000
小規模企業
共済等掛金控除※18 …… 816,000

す節税

社会保険を使い倒すと…

支払合計	支給合計
20代計 4,472,400	最大支給金額 3,024,998
30代計 6,193,920	最大支給金額 5,114,484
40代計 8,549,280	最大支給金額 3,809,000
50代計 10,191,360	最大支給金額 968,920
総計 29,406,960	支給金額総計 15,167,402

*支給合計は60歳以降を含む。ボーナスは考慮しない

50代

親の介護

給料
総支給額
550,000

健康保険……27,748 所得税……17,930
厚生年金……50,910 住民税……25,500
雇用保険……1,650
介護保険……4,620
社会保険料計 84,928

給料
手取り額
421,642

えもら

社会保険

介護休業給付金※19 …………… 968,920

もし障害者になったら…

控除

障害者控除 …… 270,000

す節税



©123RF

60歳
以降

定年退職後

社会保険

高齢雇用継続
基本給付金※20 …… 2,250,000

えもら

- ※1 一般教育訓練給付のケース。教育訓練経費の20%もしくは上限10万円
- ※2 2017年1月1日より開始。市販薬のうち対象となる医薬品を、年間1万2000円を超えて購入した部分の金額を所得控除。上限8.8万円
- ※3 世帯年収300万円以上500万円未満における平均年間払込料177万円が計算
- ※4 初めの180日=100万4999円と残りの360日=149万9999円の合計
- ※5 2018年から配偶者控除などを満額受ける年取の上限が事実上、現在の103万円以下から150万円以下に上がる
- ※6 標準報酬月額30分の1(1万2000円)の3分の2=8000円を548日(1年半)受給で計算。休業補償給付金は併給できない
- ※7 休業開始時賃金日額(1万1666円)の60%=7000円を1年半受給で計算
- ※8 休業開始時賃金日額(1万1666円)の20%=2333円を1年半受給で計算
- ※9 建物2500万円、フルローン35年。固定金利(10年)=1.118%で計算
- ※10 東京都。耐火構造。建物1250万円。家財150万円で計算
- ※11 家が災害などで200万円の損害を受けた場合
- ※12 治療に年間20万円使った場合
- ※13 離婚が死別のみ。寡婦で扶養する子どもがいる場合。専夫は27万円の控除
- ※14 10〜20年勤めた会社を40代前半で自己都合退職した場合の上限
- ※15 45歳以上で勤めている会社が倒産した場合の上限
- ※16 サラリーマンの個人型確定拠出年金は最大月2.3万円の控除
- ※17 個人事業主で年間所得500万円以上。小規模企業共済を月7万円がけた場合
- ※18 個人事業主で個人型確定拠出年金を最大月6.8万円がけた場合
- ※19 休業開始時賃金日額が1万5550円を超える場合は1万5550円を使う。1万5550円×93日×67%で計算
- ※20 退職時の月給55万円。継続雇用時の月給25万円×15%=3.75万円を60か月(5年間)受給で計算